

産業動物の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件新旧対照条文  
 産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和六十一年十月総理府第二十二号）

改 正 條	現 行
<p>第1 一般原則            管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、<u>産業等の利用に供する目的の達成に支障を及ぼさない範囲で適切な給餌及び給水、必要な健康の管理及びその動物の種類、習性等を考慮した環境を確保するとともに、責任をもつてこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。</u></p> <p>第2 定義            この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している<u>哺乳類及び鳥類に属する動物をいう。</u>            (2)～(4) (略)</p> <p>第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持            1～3 (略)            4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、<u>産業動物の安全の保持に努めるとともに、産業動物に対する虐待を防止すること。</u>            5 <u>管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。</u></p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 補則            管理者及び飼養者は、<u>哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。</u></p>	<p>第1 一般原則            管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、<u>愛情をもつて飼養するように努めるとともに、責任をもつてこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。</u></p> <p>第2 定義            この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管している<u>ほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。</u>            (2)～(4) (略)</p> <p>第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持            1～3 (略)            4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、<u>産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。</u>            [新設]</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第7 補則            管理者及び飼養者は、<u>ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。</u></p>

